55　第四十六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十三項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第四十六項後段の期間内に行う第四十二項の申告については、第四十六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

56　総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第四十二項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

57　総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、市町村長及び機構に通知しなければならない。

58　前項の規定による告示があつたときは、第四十六項の規定にかかわらず、総務大臣が第五十六項の規定により指定する期間内に行う第四十二項の申告については、同項から第四十五項までの規定は、適用しない。

第四条のうち、地方税法附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号の改正規定中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、同法附則第九条第十七項を改め、同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条第十七項中「第七十二条の三十一第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

23　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

第四条のうち、地方税法附則第九条の五の改正規定中「第七十二条の八十九及び」を「第七十二条の八十九、第七十二条の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに」に改め、「第二項前段、第七十二条の八十九の二」の下に「、第七十二条の八十九の三第一項前段」を加え、「第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「（第三項」の下に「及び次条第十二項」を加え、「その他総務省令で定める方法」を削り、「。第三項」の下に「及び次条」を加え、同改正規定中同条の表第七十二条の八十九の二第三項の項の次に次のように加える。

第七十二条の八十九の三第一項前段	前条第一項の同項の申告	同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて同項に規定する譲渡割課税道府県の知事の承認を受けたときは、当該譲渡割課税道府県の知事	前条第一項の申告
	電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、		
	消費税法第四十六条の三第一項の規定の適用を受けている同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長		

第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十一条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第二十一条中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

附則第一条第五号中「第十二条」の下に「（第七号に掲げる改正規定を除く。）」を加え、同条第七号中「並びに第九条」を「、第九条」に、「附則第五条第二項」を「第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項」に改める。

附則第八条第一項中「及び第七十二条の三十二」を「、第七十二条の三十二及び第七十二条の三十二の二」に、「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める。

附則第九条中「及び」を「並びに」に改め、「第七十二条の八十九の三第一項前段」を加える。

附則第二十三条第七項、第二十五条第七項及び第二十六条第七項中「から第三項まで又は第五項」を「、第二項又は第四項」に改める。

（地方揮発油譲与税法の一部改正）

第六条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の五十八」を「千分の五百四十八」に改め、「又は」の下に「当該」を加え、「あん分して」を「按分（あん）して」に改め、同条第二項中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条に次の二項を加える。

7　地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十六条第一項若しくは第百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第百七十七条の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

8　前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第三条第一項中「百分の四十二」を「千分の三百九十七」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第四条第一項中「時期に」を「譲与時期に」に、「当該下欄に定める」を「同表の下欄に掲げる」に、「百分の五十八」を「千分の五百四十八」に相当する額を、同条第七項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五十五」に、「百分の四十二」を「千分の三百九十七」に改め、同条第二項中「ごと」を削り、「金額を超えて」を「額を超えて」に改める。

第七条の二第二号中「若しくは第四項若しくは同条第六項」を「、第四項、第六項」に改め、「含む。）」の下に「若しくは第八項」を加える。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第七条　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三分の一」を「千分の三百四十八」に改め、「同じ。）」の下に「及び都道府県」を加える。